

平成27年1月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 平成27年1月21日

場 所 六戸町役場2階小会議室

六戸町農業委員会総会

- 1 場 所 六戸町役場 2階小会議室
- 2 開会日時 平成27年1月21日(水)午後3時00分
- 3 閉会日時 平成27年1月21日(水)午後4時00分
- 4 出席委員(13名)

1番 古里厚子 委員	2番 金沢幸弘 委員
3番 小野寺邦男 委員	4番 田中誠 委員
5番 高館孝 委員	6番 四木俊一 委員
7番 久田伸一 委員	8番 木村喜和 委員
10番 三浦英雄 委員	11番 山内松次郎 委員
12番 新山秀男 委員	14番 渡辺耕一 委員
15番 金淵盛一 委員	
- 5 欠席委員(2名)

9番 吉田勝 委員	13番 斎藤正 委員
-----------	------------
- 6 会議に付した案件
町議案
報告第24号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第25号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第26号 農地等の現況についての照会について
議案第21号 農地法第3条第1項の規程に基づく農業委員会の許可について
議案第22号 六戸町農用地利用集積計画(案)について
議案第23号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請承認について
県議案
議案第6号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 7 会議録署名委員

4番 田中誠 委員	5番 高館孝 委員
-----------	-----------
- 8 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長 外山昌彦	事務局 次長 佐藤一也
事務局 主査 吉本平	
- 9 書 記
事務局 主査 吉本平

【 開会 午後3時00分 】

事務局 定刻になりましたので、これより平成27年1月5日告示招集いたしました平成27年1月六戸町農業委員会総会を開催いたします。

起立願います。

よろしく願います。

着席願います。

それでは、六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので、総会が成立することを報告します。

会長より挨拶をお願いします。

会長 挨拶（省略）

事務局 業務報告及び業務計画について、外山局長より願います。

事務局長 資料に基づき業務報告（省略）

事務局 六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしく願います。

議長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。

只今より、平成27年1月5日告示招集されました平成27年1月六戸町農業委員会総会を開会いたします。

本日の欠席委員は、9番吉田勝委員、13番斎藤正委員です。

議長 これより本日の会議を開きます。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

お諮りします。

議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認め、議長より指名いたします。

4番田中誠委員、5番高館孝委員を指名します。

参与には外山局長以下各職員、書記には吉本主査を任命します。

次に、会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日 1 日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認め総会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。
六戸町農業委員会会議規則第 11 条（法律第 24 条）の確認については、報告第 25 号において、12 番新山秀男委員が該当しますので、発言権はございません。
議案第 21 号において、11 番山内松次郎委員、議案第 22 号において、3 番小野寺邦男委員が該当しますので、議案審議前に退席することになります。

それでは、町案件の審議に入ります。
報告第 24 号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第 24 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」ご説明いたします。
農地法施行規則第 25 条第 1 項の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。
（説明省略）

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第 24 号を報告済みといたします。

次に報告第 25 号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第 25 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」ご説明いたします。
農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。
（説明省略）

議 長 報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第25号を報告済みといたします。

次に報告第26号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第26号「農地等の現況についての照会について」ご説明いたします。
青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。
(説明省略)

議 長 報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第26号を報告済みといたします。

つづいて、議案第21号を上程する前に、11番山内松次郎委員は、会議規則第11条に抵触しますので、退席します。
(山内委員退室)

議案第21号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第21号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」ご説明いたします。
農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。
(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりました。
それでは、委員の皆さまが現地確認をしておりますので、その結果について代表委員より報告をお願いします。

7番 現地調査は、私他4名で行いました。
久田委員 その中で、問題となるような土地はございませんでした。

以上報告致します。

議 長 事務局及び代表委員からの説明が終わりましたので質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
これより議案第21号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第21号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議案第21号の審議が終了しましたので、山内委員の入室を求めます。
(山内委員入室)

つづいて、議案第22号を上程する前に、3番小野寺邦男委員は、会議規則第11条に
抵触しますので、退席します。
(小野寺委員退室)

議案第22号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第22号「六戸町農用地利用集積計画（案）について」ご説明いたします。
農業経営基盤強化法第13条第4項の規定により、六戸町農用地利用集積計画（案）を
別紙のとおり作成したので、六戸町長に対して農用地利用集積計画を定めるように要請
することの承認を求めるものであります。
(説明省略)

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第22号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第22号は原案のとおり要請することに決定いたしました。
議案第22号の審議が終了しましたので、小野寺委員の入室を求めます。
(小野寺委員入室)

つづいて、議案第23号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第23号「農業委員会委員選挙人名簿登載申請承認について」ご説明いたします。
農業委員会に関する法律施行令第3条の規定による、別紙六戸町農業委員会選挙人名簿
登載申請書を審査し、六戸町選挙管理委員会に提出するため審議を求めるものでありま
す。
(説明省略)

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

3番 去年もお願いしていたのですが、過去5年間くらいの名簿の人数の変化がわかる一覧の
小野寺委員 ようなものをつけてもらおうと、わかりやすくなると思います。

吉本主査 2月の総会の報告の際につけたいと思います。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第23号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第22号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

つづいて、県議案第6号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 県議案第6号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」
ご説明いたします。
農地法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、
県知事に送付するため意見を求めるものであります。
(説明省略)

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより県議案第6号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって県議案第6号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、六戸町農業委員会1月総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

【 閉会 午後4時00分 】